

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

周南市国民健康保険条例(平成15年周南市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第20条の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第25条中「12万円」を「14万円」に改める。

第29条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

現 行	改正案
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第20条の10 第20条の3又は第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>14万円</u>を超えることができな い。 (介護納付金賦課限度額) 第25条 第22条の賦課額は、<u>12万円</u>を超えることができな い。 (保険料の減額) 第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合は、51万円)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第20条の10 第20条の3又は第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>16万円</u>を超えることができな い。 (介護納付金賦課限度額) 第25条 第22条の賦課額は、<u>14万円</u>を超えることができな い。 (保険料の減額) 第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合は、51万円)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他</p>

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とす。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされその数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第20条の3又は第20条の6」と、「51万円」とあるのは「14万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「51万円」とあるのは「12万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に45万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とす。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされその数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第20条の3又は第20条の6」と、「51万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「51万円」とあるのは「14万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。